

学校給食費代替補助金を実施します

長期欠席・食物アレルギー等の事情により、学校給食の提供を受けることができないご家庭へ、給食費相当額を補助します

文京区では、長期欠席・食物アレルギー等の事情により、学校給食の提供を受けることができない児童生徒の保護者様の経済的負担を軽減するため、学校給食費相当分を給付します。

補助金の支給を受けるためには申請が必要です。締切までに申請書を文京区学務課給食給付担当まで郵送又はご持参ください。

1 対象者

■ 文京区立小・中学校に在籍し、長期欠席・食物アレルギー等の事情により、ひと月を通して学校給食の提供を受けていない児童・生徒の保護者様

※文京区立小・中学校に在籍している、文京区外在住の方も対象となります。

※牛乳・パン等、一部でも給食提供を受けている場合は対象外となります。

2 補助額

- 下記該当学年の1食単価に、在籍クラスの給食回数を乗じた額を補助します。

小学校			中学校
低学年	中学年	高学年	
260円	285円	310円	360円

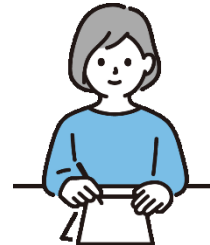
※月の途中で対象となった場合や月の途中で対象外となった場合は、算定月から除きます。

【計算例】小学1年生で4月から7月の給食回数が60回だった場合の1学期分補助額

$$260円 \times 60回 = 15,600円$$

- 年2回(1学期分、2・3学期分)に分けて交付します。

1学期分(4月～7月)：8月上旬以降に振り込み/2・3学期分(9月～3月)：4月上旬以降に振り込み



3 申請方法

- 下記締切までに申請書を学務課給食給付担当へ郵送又は窓口（文京シビックセンター20階）までご持参ください。郵送の場合は同封の返信用封筒をご使用願います。

【宛先】 〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京区 学務課給食給付担当

【申請締切】 **令和6年7月12日（金）消印有効**

【お問合せ先】

文京区学務課給食給付担当
(文京シビックセンター20階南側)

TEL.03-5803-1959